

新宿区教育委員会会議録

平成十六年第一回定例会

平成十六年一月九日（金）
新宿区区役所四谷庁舎五階五十一会議室

新宿区教育委員会

《平成十六年第一回定例会》

日時 平成十六年一月九日(金)
場所 区役所四谷庁舎五階五十一会議室

出席者

新宿区教育委員会

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委 | 員 | 長 | 熊 | 谷 | 洋 | 一 |
| 委 | | 員 | 木 | 島 | 富 | 士 |
| 委 | | 員 | 内 | 藤 | 頼 | 誼 |
| 委 | | 員 | 櫻 | 井 | 美 | 紀 |
| 教 | 育 | 長 | 山 | 崎 | 輝 | 雄 |

説明のため出席した者

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 次 | | | | | 今 | 野 | 隆 |
| 中 | 央 | 図 | 書 | 館 | 鹿 | 島 | 一 |
| 教 | 育 | 政 | 策 | 課 | 吉 | 田 | 悦 |
| 教 | 育 | 指 | 導 | 課 | 三 | 島 | 紀 |
| 学 | 校 | 運 | 営 | 課 | 濱 | 田 | 幸 |
| 教 | 育 | 整 | 備 | 課 | 木 | 村 | 純 |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 振 | 興 | 田 | 俊 |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 財 | 団 | 秋 | 重 |
| | | | | | | | 知 |
| | | | | | | | 子 |

書記

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 | 育 | 政 | 策 | 課 | 管 | 理 | 係 | 長 | 久 | 澄 | 聰 | 志 |
| 教 | 育 | 政 | 策 | 課 | 管 | 理 | 係 | 主 | 田 | 中 | 義 | 一 |

《 議 事 日 程 》

議 案

- 日程第一 議案第一号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第二 議案第二号 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第三 議案第三号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第四 議案第四号 新宿区教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第五 議案第五号 新宿区教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第六 議案第六号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第七 議案第七号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正
- 日程第八 議案第八号 第六次・学校適正配置計画の基本方針について

報 告

- 一 平成十六年度当初予算の編成について（教育政策課長）
- 二 コズミックセンターにおける事故報告について（生涯学習財団担当課長）
- 三 その他

協 議

- 一 「教育行政の推進にあたって」について（教育政策課長）

配付資料

一 室内空气中化学物質濃度検査の結果

開 会

委員長が教育委員会第一回定例会の開会を宣言し、会議録の署名者に木島委員を指名し、議事に入る。

議 案

議案第一号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について

熊谷委員長

それでは、議事に入ります。

「日程第一 議案第一号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第一号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第一 議案第一号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について」、御説明いたします。

これにつきましては、戸塚・大久保地区の中学校について、第五次学校適正配置計画に基づき中学校を統合する必要があるため、この条例を改正するものです。

改正内容でございますが、新宿区立戸塚第一中学校及び同戸山中学校を廃止して、同新宿区立西早稲田中学校を設置する。新宿区立東戸山中学校及び新宿区立大久保中学校を廃止して、新宿区立新宿中学校を設置するというものでございます。

これは、別表に新旧対照表がございまして、一枚目の方が改正案でございます。西早稲田中学校及び新宿中学校でございます。一枚めくっていただきますと、現行の戸塚第一中学校、東戸山中学校、それから大久保中学校と下の方の戸山中学校ということでございます。

なお、この改正後の規定にかかわらず、西早稲田中学校及び新宿中学校の位置につきましては、教育委員会の規則で定める日までの間はそれぞれ現在の戸山中学校の位置及び東戸山中学校の位置に置くものでございます。

施行日が、平成十七年四月一日でございます。

提案理由が、新宿区立戸塚第一中学校及び同戸山中学校を廃止し、同西早稲田中学校を設置し、同東戸山中及び同大久保中学校を廃止し、同新宿中学校を設置するためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

熊谷委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

特に御質問、御意見がなければ、「議案第一号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

熊谷委員長

〔異議なしの発言〕

ありがとうございました。

それでは、議案第一号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第二号 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
について

熊谷委員長

続いて、「日程第二 議案第二号 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第二号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第二号 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」、御説明いたします。

この条例は、幼稚園教育職員の教職調整額の支給及び超過勤務や休日勤務に関する規定がされているものでございます。この条例のもとになります国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されましたので、それに伴いましてこの条例も改正するものでございます。

なお、国立が今回削除されることになりますが、これは国立大学法人法等の施行に伴いまして、国立大学等が法人化されて、国立の学校の教員が国立大学法人の職員になり、国家公務員法の対象から外れたというものでございます。それで、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正が行われたところでございます。法律名が「国立及び」が取れまして、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に改められまして、旧の第四条から第八条までが削られ、以下の条の繰り上げ等の改正が行われたものでございます。

これによりまして、条例でこの法律を引用している部分について、題名及び条名を改正する必要があるため、次のとおり改正するものでございます。

改正内容の改正後でございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第三条及び第六条というふうに改正するものでございます。

施行日が平成十六年四月一日でございます。

提案理由でございますが、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、条例でこの法律を引用している部分についての規定を整備する必要があるた

熊谷委員長

めでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

ありがとうございました。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

これも上位法の地方公務員法の改正に伴う題名と文言の削除のようでございますので、特に御意見がなければ「議案第二号 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。

議案第二号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第三号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議案第四号 新宿区教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則

議案第五号 新宿区教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

議案第六号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則

議案第七号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正

熊谷委員長

次に、日程第三から日程七までの議案は関連する案件のようでございます。一括して議題といたしまして、一件ずつ決裁をするということで進めたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔はいの発言〕

熊谷委員長

それでは、「日程第三 議案第三号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、「日程第四 議案第四号 新宿区教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第五 議案第五号 新宿区教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第六 議案第六号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第七 議案第七号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」を議題といたします。

では、一括して議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案第三号から議案第七号までにつきまして一括して御説明いたします。

これは、三号から七号までにつきましては、教育委員会組織規則の一部改正と、それに伴

う規則等の規定の整備でございますので、一括して御説明いたしますが、教育委員会事務局から歴史博物館担当部長を廃止したことに伴いまして、関連する規則、訓令の規定を整備する必要があるのでございます。

まず、第三号議案「新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」でございます。これは、歴史博物館担当部長を平成十五年十二月九日付で廃止するため、この規則を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。ここに左が新、右が旧とございます。最初に（次長等の設置）ということで、旧の方をごらんいただきたいと思っておりますが、第三条の二項「事務局に別表左欄のとおり担当部長を置く。」これを削るものでございます。

それから、もう少し下にいきまして、（次長等の職責）というところで、第七条の二項でございまして、この「担当部長は、教育長の命を受けて、担当の事務を処理する。」というものでございまして、これも削除するものでございます。

一枚めくっていただきたいと思っております。四行目のところに文化財係とございます。（一）新宿歴史博物館、「（歴史博物館担当部長に属するものを除く。）」というものがございまして、これも削除するものでございます。

それから、次に第十七条「担当部長及び」とございます。これも削除するものでございます。

それから、別表でございまして、ここに「担当部長」、その下に「歴史博物館担当部長」、右の方に担当事務といたしまして「新宿歴史博物館の運営改善に関すること。」というものがございまして、これを削除するものでございます。

附則でございまして、この規則は、公布の日から施行し、平成十五年十二月十日から適用するものでございます。

提案理由につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

続きまして、「議案第四号 新宿区教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

この改正内容につきましては、用語の定義、「課」の定義のところ、それから情報公開責任者からこの担当部長を削るというものでございます。

続きまして、議案第五号でございます。「新宿区教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

この改正内容につきましても、同様に担当部長を「課」の定義から削るものと、個人情報

保護管理責任者から削るというものでございます。

第六号議案でございますが、「新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則」の一部を改正する規則でございます。

これにつきましては、担当部長を「担当課」の定義から削るというものでございます。

第七号議案でございますが、「新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」でございます。

これにつきましても、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。議案第七号をごらんいただいて、六枚ほどめくっていただきたいと思います。新旧対照表がございます。新宿区教育委員会事案決定規程新旧対照表でございます。右が旧となっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

(用語の定義)というところで、第二条の第一号でございますが、これも「担当部長」というものがございます。ここの「新宿区教育委員会事務局組織規則第三条第二項に基づき設置された担当部長をいう。」のこれを削除するものでございます。

(二)でございますが、課というものがございまして、「組織規則」というものがございます。これを新では「新宿区教育委員会事務局組織規則第二条に」というふうな形で改正するものでございます。

それから、下にいきまして事案の決定区分でございます。この第三条、これにつきましても事案の決定は、委員会、教育長、次長、「担当部長」がでございます。この「担当部長」を削除するものでございます。

それから、その下の事案決定の代決でございます。これも表をごらんいただきたいと思います。右の方に「担当部長」、それから「教育政策課長」というふうなことがございますが、これも削除するものでございます。

一枚おめくりいただきたいと思います。

審議及び審査の範囲でございます。これにつきましても、委員会が決定する事案のところに「担当部長」がでございます。これを削除するものでございます。

それから二段目、教育長が決定する事案についても「担当部長」を削除するものでございます。

それから三段目、次長が決定する事案につきましても、「担当部長」を削除するものでございます。

それから四段目、「担当部長が決定する事案」につきまして、「教育政策課長」と「文書主任」とございますが、これも削除するものでございます。

それから、「備考」でございますが、「担当部長の審議は、担当部長における事案に限り行うものとする。」、これも削除するものでございます。

それから、次の第八条のところでございますが、事案の決定関与の代行でございます。これも「担当部長」とございますが、「教育政策課長」、この両者を削除するものでございます。

一枚またおめくりいただきたいと思います。この十一条でございます。事案の決定に係る疑義につきましても、「担当部長」という規定がございますが、これを削除するものでございます。

それから、その下の方でございますが、第十三条、報告がございます。これも「担当部長」の規定を削除するものでございます。

それから、また四枚ほどおめくりいただきたいと思います。ここに改正前というふうの上の方に書かれてございます。これは、事案の決定区分でございます。この表の中に委員会が決めるもの、教育長が決定するもの、次長が決定するもの、それから「担当部長」が決定するものとございますが、この「担当部長」のところをすべて削除するというものでございます。

以上で議案第三号から議案第七号まで御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

熊谷委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。「議案第三号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

どうぞ、内藤委員。

内藤委員

歴史博物館、これも何というか、ごく事務的と言っていいのかどうか、歴史博物館担当部長を廃止したことに伴う一連の措置なんです。だから、このこと自体はもう当然とすべき手続をとったということで結構なんです。ひとつ疑問に思うのは、これは全く私の個人的な疑問なんですけれども、第三条二項をそのまま生かして事務局に担当部長を置くことができるとしておいたら、どういう不都合が生じますか。つまり、置くことができるとして、別に置かなくても差し支えない、つまり将来、担当部長をまたどこかの担当で置くこともあり得ると思うんだけれども、その辺はどういうお考えですか。

熊谷委員長

教育政策課長。

教育政策課長

このままこの規定を残しておきますと、やはり担当部長が空席となって欠員という状態に

なりますので、そういうことを避けるということで、ここは削除するというふうなことになります。

内藤委員

それは歴史博物館担当部長を置くということではなくて、事務局に担当部長を置くことができるということでもやっぱり欠員になるんですか。

教育政策課長

この教育委員会事務局組織規則につきましては、職の設置だけではなくて、その後ろの方、二枚目、三枚目のところに別表がございますけれども、先ほど申しましたように、担当部長の担当事務というものもございます。このことで、ここでは歴史博物館運営改善に関することがあります。要するに、職を置くということと担当事務を決めるということがセットになっているという、そういう規定になっておりますので、担当部長を置くことができるのと、今度はまた担当事務もやらなくてはなりませんので、そうすると担当事務は文化財係の方で行うこととなりますので、ちょっとそごが生じるということで、こういう形で削除するということとなります。

内藤委員

わかりました。つまり、担当部長を置くことができるとしておいて、置かなければいいのではないかと思ったけれども、なかなかそうはいかないということで、了承します。

熊谷委員長

ほかにいかがでしょうか。

櫻井委員、お願いいたします。

櫻井委員

これは一々大変だなと思うんですけれども、これ加えるときにこれだけの審議をしましたか。それをちょっと。担当部長が新設されたとき。

教育政策課長

議事録をちょっと確認していないんですけれども、当然事務の手續におきまして担当部長を置くことになれば、同じようなことで、この逆のことで担当部長を置くという規則改正を行ったということでございます。

櫻井委員

こんなに面倒くさいことしましたっけ。すみません、忘れていました。

熊谷委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第三号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第三号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第四号 新宿区教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

これも改正内容は部長を「課」の定義から削るといふようなことですので、特に御質問、御異議がなければ原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第四号は原案のとおり決定いたしました。

引き続きまして、「議案第五号 新宿区教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則」について、同じく御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

特にないようでございますので、この案件につきましても原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第五号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第六号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をお願いいたします。

特に御意見、御質問がないようでございますので、本件につきましても原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第六号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第七号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」について、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

特に御意見、御質問がなければ、「議案第七号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。

議案第七号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第八号 第六次・学校適正配置計画の基本方針について

熊谷委員長

次に、「日程第八 議案第八号 第六次・学校適正配置計画の基本方針について」を議題

教育政策課長

といたします。

では、議案第八号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「議案第八号 第六次・学校適正配置計画の基本方針について」、御説明いたします。

一枚おめくりいただきたいと思いますが、第六次・学校適正配置計画の基本方針（案）とございます。読み上げます。

- 一、四谷第三小学校、四谷第四小学校、旧四谷第一小学校を統合し、統合新校を設置する。
- 二、統合新校の位置については、上記三校の校地のいずれかとする。
- 三、統合新校を建設する。

四、三校の統合に関する事項を検討するために、三校の関係者等からなる統合協議会を設置する。

というものでございます。

これにつきまして、なお別添のとおり四谷第四小学校、また幼稚園のPTAから要望が出されておりますので、あわせてごらんいただきたいというふうに思います。

最初に、四谷第四小学校PTA会長から、四谷地区小学校適正配置について、これは統合やむなしという結論があったということ。

それから、要望書として一枚めくっていただきまして、統廃合に関する要望書というものがございます。この中には、通学が遠くなる子どもたちにはどのような対応をしてもらえるのかとか、残された跡地はどのような形で活用されるのかというものが記載されてございます。

それから、最後ですが、四谷第四幼稚園PTA会長から、四谷地区小学校統廃合に関する要望ということで、新校に幼稚園の併設をというような形で要望が出ているものでございます。

提案理由でございますが、四谷地区の小学校について、適正配置と適正規模を確保し、教育環境の向上を図る必要があるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

ありがとうございました。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたします。何かございますでしょうか。

櫻井委員、お願いいたします。

熊谷委員長

櫻井委員
教育環境
整備課長
熊谷委員長

これは、時期については触れなくてもいいんでしょうか。大体何年ごろをめどにとか。
時期については、協議会で一つの案を出していただいて、また教育委員会で決定するとい
うことで、基本方針の段階では触れておりません。そういうことです。

ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ、木島委員お願いいたします。

木島委員

幼稚園のPTAの方から質問が出ている現四谷第三、四谷第四ですか、両幼稚園を統合ま
での準備園としてということですが、これ両方の校舎を壊したときに、幼稚園は予備園とし
て別個にそれぞれの近くにつくるんですか。

教育環境
整備課長

幼稚園の方はまだはっきり決まっているわけではありませんが、現在のところの我々事務
局の案としては、新しい小学校の統廃合に連動してというか、伴って新しい学校のところに
併設したいというふうなことで、その時点では各幼稚園も一緒になくなると。

木島委員
教育環境
整備課長

いや、だからそれまでの間、幼稚園はどうするのかと。

統合までの間ですか。それは現状のまま存続すると。

木島委員
教育環境
整備課長

現状のままでも、その校舎を壊すとなったらば... ..

そうですね、はい。まだ校地が決まっていないので、どこの校地を使うかによって、場合
によると、そこのところを壊すときに併設されているものを一緒に壊すというような形にな
るかとも思いますが、その辺も、これも協議会でどこの校地にするかというのも決めてもら
わないといけないので、現在のところ、旧四谷第一というふうな話に、それはまた協議会で
これ決めてもらうので、はっきりしませんが、どこになるかでやはりその対応が違ってくる
かと思います。

熊谷委員長

その際に、当然、併設されていますので、壊すというふときには、そこだけ残すというの
はなかなか難しいかなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

私からも一つ聞きたいんですけれども、四谷第四から要望書が出ているんですけれども、
四谷第三からは何も出てきていないというのは、その辺の事情をちょっと説明していただ
けますか。

教育環境
整備課長

四谷第三の方は大分前にいただいているんですが、平成十三年の四月に四谷第三小から統
合やむなし、その際には特に要望ということは特にはなかったというふうに思います。

平成十三年の三月には四谷第一小からの統合やむなしということでもいただいております。

熊谷委員長

四谷第四以外は特に要望書という形では出てきていないというふうに理解してよろしいですね。

教育環境
整備課長

四谷第三の方はたしか多少の要望は一緒に出てきたかと思います。ちょっと今、資料が...

熊谷委員長

...
ありがとうございました。
いかがでしょうか。

内藤委員

内藤委員、お願いします。

これ実際の在校生というか、児童の通学の問題としては、学校としては第三と第四の合併ですよね。四谷一小っていうのは校地が残っているというだけです。だから、実際問題としては教育の機能として働いているのは第三と第四が合併するという。

教育環境
整備課長

全くそのとおりでございまして、条例上も四谷第一小学校はもうなくなっております。現在もすべて児童は、平成一四年の四月に五十七名いたんですが、四谷第三小の方に転学しております。

ただ、今回どうしてまた三校の枠組みというふうに言っているかといいますと、もう説明の当初から三校で統合していきまうということと説明している。地域もそういうふうに認識している。四谷第一小が第三小へ移ったというのは、もうその一環の中の一つにしか過ぎないので、それはまだ、いわゆる三校の統合ということで、第一小の認識としても、今回三校まとまって統合していくという認識、地域の認識はそういうことになっているということとございまして。

熊谷委員長

今、適正配置への合意の際の要望書は、第三小学校の方は要望書がついておりました。第一小学校の場合は特に要望書というのとはなかったです。

ありがとうございます。

ということは、そういう要望書も踏まえて、この統合協議会で今後議論をしていくというふうに理解してよろしいですか。

教育環境
整備課長

全くそのとおりでございまして、この要望を踏まえまして、協議会の中で議論をしていくということとございまして。

熊谷委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。第六次の学校適正配置の基本方針ということとございまして、四谷第三、四谷第四、旧四谷第一小学校の統合に関する基本方針、何か御質問なり御意見がございましたら。よろしいですか。

熊谷委員長

特に御意見、御質問がなければ、「議案第八号 第六次・学校適正配置計画の基本方針について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

ありがとうございました。

それでは、議案第八号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告事項

報告一 平成十六年度当初予算の編成について

熊谷委員長
教育長

次に、事務局からの報告を受けます。

「報告一 平成十六年度当初予算の編成について」は、現在予算査定の作業を進めているところで、意思形成過程中的案件であり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がありますので、非公開による報告とさせていただきたいと思えます。

熊谷委員長

ただいま教育長から報告一について非公開による報告の発議がありました。「報告一 平成十六年度当初予算の編成について」を非公開による報告に御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

それでは、異議なしと認めまして、報告一については非公開により報告をいたします。

〔「報告一

平成十六年度当初予算の編成について」は秘密会で行う議決があったため、別に議事録を調製する。〕

報告事項

報告二 コズミックセンターにおける事故報告について

熊谷委員長
生涯学習財団
担当課長

次に、報告二について、生涯学習財団担当課長から説明をお願いいたします。

生涯学習財団では、教育委員会から体育施設等の使用料の徴収事務を委託されております。その使用料の一部を紛失するという事故がございましたので、御報告いたします。

まず事故概要でございますが、発生日時は平成十五年十二月三日、水曜日、午後一時から五時の間でございます。ちょうど一カ月前になります。

二番、発生場所なんですが、コズミックセンター二階の事務所でございます。

三番、発見時期ですが、同日、毎日午後五時になりますと窓口を閉めて、その日のお金を集計するんですが、そのときに発見されました。

不明金額でございますが、ちょうど十万円です。

発見の経過ですが、同日のレジの精算時に体育施設等使用料収納金が十万円足りないことが判明したということで、こういった状況を受けまして調査を行いました。その調査の概要が二番の（一）から（五）でございます。

まず、現金の再確認を行いました。再計算・再集計・事務所内の徹底的な搜索を行いました。

（二）として、収納金の受け取り間違いがなかったかの確認をいたしました。十万円を超える収納金が当日四件あったんですが、これについて処理した職員に確かに受け取ったかという確認をいたしました。また、金額の大きいものは相手方にも確認をいたしました。

（三）に聞き取り調査なんですが、十二月の五日の金曜日から十二月十一日の木曜日、一週間、土日も含めまして当日出勤した三十九人の全職員を対象に聞き取り調査を行いました。

（四）として、レジ履歴調査です。これは、申請書とレジ履歴を突き合わせをしたものです。レジ履歴というのは、レジの中にレシートの控えとしてレシートがずっとつながったものがロールで残っておりまして、それを引っ張り出して当日のレジの履歴と、そのところはだれが操作をしたかというその突き合わせを、申請書と、それから本人の聞き取りから行いました。

次に、（五）として他の現金の確認。財団の中には還付金等、いろいろなお金が金庫に入っているんですが、その中にまざっているのではないかとということで、すべて確認を行いました。

以上の調査からは、不足金が生じた原因は判明いたしませんでした。内部調査でどうしても原因が判明しなかったということで、警察に被害届を提出いたしました。これが十二月の十六日、火曜日でございます。

今後の対応、これはとりあえずの改善策でございますが、まずレジ操作は申請を受け付けた人以外の管理課の職員が専任で行うことといたしました。現在のところ、レジを操作するのは管理課の職員のみということにしております。

それから、現金から目が離れないようにレジの向きを変えた。これは私が受付で皆さんの方がお客様だとすると、今まではこういう形でレジが置いてあったんですが、お客様と対応しながらレジを打ってという形でやっていたんですが、それをレジの向きをこういうふうに変えて、常にお客様に対面していれば現金も視野の中に入るという形にレジの向きを変えました。

それから、レジ内の現金は適宜金庫に移して、必要最低限度にするようにしております。
次に、これは心構えということで、当然のことなのですが、改めて公金徴収事務を受託している団体の職員であることを再認識いたしまして、今後の再発防止に努めます。

以上でございます。

熊谷委員長

説明が終わりました。「報告二 コズミックセンターにおける事故報告について」、御質問、御意見のある方はどうぞお願いいたします。

櫻井委員、お願いいたします。

櫻井委員
生涯学習財団
担当課長

これ、ずっと出てこなかった場合は、だれかが何かの形で賠償する形になるんですか。
これは今現在のところ、財団の自主財源から区に十万円を補てんしてございます。警察に届けた結果、さらにどうしてもわからないという場合は、職員が補てんするつもりであります。

熊谷委員長
内藤委員

内藤委員、お願いいたします。

いろいろ調査されたことだと思っんですけども、一つはこれ金額がきっかり十万円なんですか。ということは、使用料をきっかり十万円というケースがこの日にあったわけですか。

生涯学習財団
担当課長

ぴったり十万円というのはございませんで、十万円を超えたケースという四件は四十八万六千円というのと二十九万六千九百五十円、十八万三千九百円、そして十万五千元、その四件でございます。

内藤委員
熊谷委員長

ここで書類を見てあれこれ推理してもちょっとあれだね。ではわかりました。

これ、一般的なことでちょっとお聞きしたいんですけども、今、事故扱いになっていますけれども、これ事故で警察に被害届を出した段階では、事故ではなくて事件ということになる可能性もあるんですか。ちょっと事故と事件というのがよくわからないんですけど。

生涯学習財団
担当課長

警察の方からは、ミスであれば事故だと。それであつたら警察が取り扱う範疇ではないですというふうに言われております。今回、捜査をしていただいたわけなんですけど、現在のところ、まだどちらかはっきりしていないです。

熊谷委員長

それは警察の方で判断するんですか。これは事件性がないとか、これは事故だとか。ちょっとよくわからないんですけども。

生涯学習財団
担当課長

警察の方がおっしゃるには、どちらか自分たちが調べた結果、わからないというふうにおっしゃっています。

熊谷委員長
木島委員

ということは、これは事故ということで今後も処理をされると、こういう... ..被害届ということと事故なんですか。

櫻井委員
熊谷委員長
教育長

事件ですよな。

でもこれ被害届となると... ..

事件性があるということで届けたんですよ。ところが、警察の方では調べた結果、そこがはっきりしない。事件なのか、事故なのか。

櫻井委員
生涯学習財団
担当課長
熊谷委員長

警察はどのような調べをしたんですか。

事情聴取を職員が受けました。

次長

現在のところは事件性は薄いというのが警察の判断ですか。

次長、すみません。

私ども警察に届ける前に財団で内部の調査をしておりますので、そのときに数え間違いがないかとか、それは何回か確認したわけですね。ですから、それで警察に届けたというのは、やはり事件性がある、それが可能性としては盗難の可能性があるというようなことで届けたわけですがけれども、結局警察の調査によってもそれが判明しなかったと。数え間違い、その他のでは事務所のミスが一〇〇パーセントなかったのかという話になれば、一〇〇パーセント間違いありませんと、そこまでもなかなか言い切れない部分がございます、結論的に言えば、現段階でははっきりしたことは言えないという状況でございます。

熊谷委員長
内藤委員

どうぞ、内藤委員。

今後の問題としてだけれども、十二月三日の発生で全体にちょっと遅いと思うのね。警察の被害届が二週間後でしょう。だから、もうちょっと警察の立場に立てば、二週間たって何言っているんだという感じではないかと思うよね。ちょっと警察的な意味での捜査というのは、この時点ではまず難しい。僕が警察になりかわって言うわけではないけれども、もうちょっと五日から十一日、それは五日から十一日までの聞き取り調査というのも結構長いですよな。月、火、水、木... ..土日もやったわけだ。だから、どうしてこんなに日数を要したのかもよくわからない。

つまり、一つの事務所内の出来事だから、聞き取りの対象は何人ですか。

生涯学習財団
担当課長
内藤委員
生涯学習財団
担当課長

当日出勤していた三十九名です。

しかし、三十九人がみんなレジの周りにはいないでしょう。

そうです。

内藤委員

生涯学習財団

担当課長

内藤委員

つまり、お金の流れがありますよね。窓口で受け取ってレジまでの間に、もちろん交代があるとしても、三十何人がそれにタッチする可能性があるとはとても思えないけれどもね。

そういったことも含めて、三十九名のうち、だれが当日この日の午後のこの時間帯にレジを操作したかといったことを含めて、聞き取り調査を全員に行いました。

いや、だから私が言いたいのは、事件性があるかどうかということは別として、要するに勘定が合わないわけだからね。勘定が合わないという場合の対策はもうちょっと敏速に、聞き取りに一週間かけて、さらに五日たって警察へというのは、その間どういう部内手続があったのかは別にして、やっぱり時間がかかり過ぎていますよね。だから、今後もう少し敏速な対応を考えていただきたいと思います。

熊谷委員長

何かほかにございますでしょうか。

それでは、今後の対応の最後に学習財団の方でお書きになっているように、今後の再発防止に努めるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

報告事項

報告三

その他

熊谷委員長

ほかに御質問がないようでございますので、本日の日程で「報告三 その他」となっておりますけれども、事務局から何か報告事項ございますでしょうか。

教育政策課長

その他につきまして一件ございまして、今回、「日の丸・君が代」の押し付け反対に関する請願」が出ております。これにつきましては、教育指導課長から説明させていただきます。

教育指導課長

報告三をごらんください。その「日の丸・君が代」の請願でございますが、八王子にお住まいの 様から新宿区教育委員長あてにこのような請願という形のもので出ております。

中身につきましては、その請願の要旨でございますが、公立学校において、「日の丸・君が代」の強制が行われている。その強制のために、式典での扱いについて、「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱方法まで、学習指導要領にもないことまで、事細かに決められ、監視のために教育委員会の職員を送り込む、学校ごとの報告書を提出させるなど、異常な事態となっている。

こうした強制は、子どもたちや教職員の基本的な人権・思想および良心の自由・内心の自由を侵すものである。

また、段落少し下がりました、こうした押し付けは、反対した人への人事・成績、その他の不利益処分を伴い、「物言えぬ学校」を作り出し云々と書いてございます。

そして、最後のところに請願事項としまして、一、子どもや教職員に対するいかなる「日の丸・君が代」の強制も行わないこと。

二、「日の丸・君が代」とその押し付けに賛成することを、子どもや教職員の入学、卒業、採用、昇進、その他の待遇の条件としないこと。

三、新宿区教育委員会として、上記の趣旨の意見書を提出することということが一月五日に来たわけでございます。

この文言を見ますと、新宿区というところが手書きで書いてございますので、推測であります。他区市などへも同じようなことを言っていることが予想されます。

この請願について、事務局としましてはこのように考えております。次のところをごらんください。実は、十五年第四回定例議会におきまして同じような趣旨の御質問がございました。それに対して教育長が答弁しております。この教育長答弁が教育委員会事務局のスタンスというか、考え方でございます。

教育長答弁は、（一）今回出された通達、これは東京都教育委員会が都立学校に出したものでございまして、その写しが区の教育委員会にも来まして、同じようにしてくださいといったものでございます。この通達が、新宿区教育委員会の独立性を軽視したものと受けとめていない。既に新宿区では、子どもたちが自然に理解できるような指導のもと、入学式や卒業式は適切に行われており、都の通達の内容と大きな違いはないと認識している。

（二）都から出された文書については、通常、各学校に通知している。

「国旗・国歌」は、学習指導要領の中に「入学式や卒業式等の意義をふまえ、指導するものとする」とあり、適切に指導が行われる必要がある。その点、本区の学校では適切に実施していると認識している。

（三）教育委員会では、指示命令や内面の自由侵害ということではなく、今後とも学習指導要領に基づき適切に行われるよう各学校を指導していくというふうなスタンスでございます。つまり、学習指導要領にのっとりまして、入学式、卒業式には国旗・国歌を適正に指導すると。その際、個人、児童生徒及び教職員の内面まで事細かく知るとのことまでははなく、式全体が自然の中で適切に日本の国旗や国歌が理解されるようにしていくというスタンスでございます。

報告は以上でございます。

熊谷委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質疑をお願いしたいと思います。

櫻井委員、お願いいたします。

櫻井委員

さんという方の請願の最初のところの、これは各区に出していらっしゃるんでしょうけれども、「監視のために教育委員会の職員を送り込む、」云々、これは新宿区ではどうなんでしょうか。

教育指導課長

卒業式につきましては、また後でお願いいたしますけれども、教育委員の先生方を初め、私どもも各学校に分かれて卒業式に出席いたします。これは、その監視ということではなくて、子どもたちの卒業を祝うと。それから卒業式というのを教育委員会の責任でその学校でやっていただくというようなことございまして、監視などというつもりは全くあるわけございませぬ。各学校ではそれぞれきちっと既にやられているということでございます。

以上です。

櫻井委員

報告書というのはどうなんでしょう。

教育指導課長

報告書といいますのは、ここずっと年来、卒業式や入学式が終わった後、その卒業式や入学式の状況がどうだったかというのを当教育委員会に報告して、日本全国でもそれを集計しているところであります。国歌斉唱の状況、国旗掲揚の状況を入学式でも卒業式でもやっておりまして、東京都はもう既に小中高等学校すべて一〇〇パーセントそれをやられているという状況でございます。

以上です。

熊谷委員長

いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ほかに御質問がなければ、報告事項は以上で終了とさせていただきます。

熊谷委員長

次に、協議に入ります。「協議一 「教育行政の推進にあたって」について」についてを協議いたします。

教育政策課長

では、協議一の説明を教育政策課長からお願いいたします。

平成十六年度の「教育行政の推進にあたって」（案）について、事務局において最終の案として整理したものをきょうお示ししてございます。これについては、二度ほどにわたりまして御意見を伺い、また事務局の中でもいろいろ議論をした中で、こういう形で取りまとめさせていただいています。参考がついておりますが、これは平成十五年度のものについて、こういう形でいろいろと削除、または追加等を行ったというふうなことでございますので、御参考までにごらんいただければと思います。

それでは、本日は全体について御説明いたしまして、委員の皆様から御意見をいただき、修正また手直しした上で、二月五日、次回の定例会で御決定をいただきたいというふうに考えております。この日程につきましては、既に御了解いただいていると思いますが、二月の中旬から各学校で来年度の各学校の教育目標または教育課程の策定の基本となると、もとなるといふふうに考えておりますので、ぜひ二月五日の定例会で御決定いただきたいと思っております。

なお、きょうの御意見を伺う中で大きな変更がございましたら、再度郵送等で御連絡しながら調整してまいりたいというふうに考えております。

それでは、めくっていただきまして裏ですけれども、教育目標でございますが、これにつきましては既に御了承いただいておりますので、平成十四年二月一日付のものを来年度につきましてもこのまま進めていきたいというふうに考えております。

それでは、右の方へ一枚いきまして基本方針の一でございます。「地域社会や国際社会において信頼される人」を育てる教育の推進ということで、ここは子どもをどういうふうに育てるか、どういう子どもに育てるかということに記載したものでございまして、今回、文言整理が主なものということになっております。

(一) は人権への正しい理解と認識を深めることができるよう、人権尊重教育を進めていくというような形になっております。

(二) が多様な文化に対する理解を深めていくというようなことが書かれております。

(三)は社会のモラルと豊かな人間性を備えた社会人に成長できるよう、心の教育の充実を図るといふようなこととさせていただきます。

(四)につきましては、心と体の健康づくりでございますが、さまざまな教育の機会を通じて心身の発達や健康の状態をみずから的確に把握して、心と体の健康づくりに努めていく、そういう態度を養うといふようなものでございます。

基本方針二でございます。学力の確実な定着を図り、個性や創造力を伸ばす教育の推進でございます。これは、学校教育、学校事業の中でどういふふうな教育をするかといったことを示して、学校、そして教員の教育活動の指針となるといふか、方針となるものでございます。これにつきましては、(五)が新規の項目になっております。

(一)が基礎・基本の確実な定着、また一人一人の個性や可能性を伸ばす教育に努めるといふこと。

(二)が自分で考え判断して解決していく能力、態度を養う。また自己の考えや思いを表現し、的確に伝える能力や態度を養うといふようなこととさせていただきます。

(三)が情報活用能力を育成するために、さまざまな情報通信技術を活用して、教育活動を展開していくといふものでございます。

(四)につきましては、生涯を通じて文化・スポーツに親しむことができるよう、学校教育においても文化活動、体育・スポーツ活動の充実を図るといふものでございます。

(五)が新規でございますが、これは教員の研修でございます。教員一人一人の経験や適性に応じた研修や授業改善等に関する研修の一層の充実を図り、子どもたちに確かな学力を身につけさせるといふものでございます。これについては、研究発表校に対する指導・助言等も含まれるといふふうに考えております。

めくっていただきまして、基本方針三でございます。魅力ある教育環境づくりの推進でございます。これにつきましては、教育委員会による支援として平成十六年度に重点的に取り組む事業を盛り込んだものでございます。平成十五年度には六項目でございましたが、今回九項目となったものでございます。なるべく具体的な事業をこの中には盛り込むようにしたものでございます。

(一)につきましては、特色ある教育課程を編成するといふものとともに、外部評価の検証を反映した適切な学校運営を支援するといふものでございます。

恐れ入りますが、この「検証結果」と書いてございますが、「結果」についてちょっと取っていただきたいといふふうに思います。外部評価の検証を反映した適切な学校運営を支援

するというところでございます。

(二)でございますが、これは小中連携教育の推進というところでございます。平成十六年につきましては、戸塚地区においても実施するというようなことでございます。

(三)でございますが、ここには少人数学習指導を推進するということ、また学校支援ボランティアの活用を図るということ、それから国際理解教習等につきまして教育委員会と支援していくというものでございます。

(四)でございますが、これは新規でございます。多様な教育課題に対応するため、(仮)スクールサポーターを導入し、地域特性を生かした新たな教育活動を推進するというものでございます。

(五)、これも新規でございます。特色ある学校づくりの一層の充実を目指し、学校予算に関する校長の裁量権限の拡大を図り、学校経営の責任者としてリーダーシップを発揮できるよう支援するというものでございます。

(六)でございますが、これは教育相談体制の充実でございます。今、行われているような不登校ゼロということで、サポート・ネットワークづくりなどの充実も図るというものでございます。

(七)でございます。これは、学校選択制度の充実を図るというものでございまして、充実を図るということは、事前アンケートとか、学校のPRをもっとするとか、学校公開についても積極的にやっていくとかいうようなことによりまして、子どもや保護者の選択につきまして円滑に実施するような方法を工夫していくというものでございます。

(八)でございますが、これは学校の適正配置の推進と、それから学校の施設・設備の計画的な整備でございます。特に、中学校の普通教室及び学習環境の整備を特に必要とする小学校の普通教室の空調化も進めるというものでございます。

(九)でございます。これは新規でございます。これは、子供たちが学校や地域を学びの場として安心して活動できるよう必要な対策を講じるとともに、安全確保のための教育活動の充実に努めるというものでございます。これは、施設・設備面の安全対策、それから安全教育をすとか、それからまたいろんな形の情報提供をしていくというような事業につながっていくというふうに考えております。

次でございますが、基本方針四、学校・家庭・地域の教育力の向上と連携強化でございます。これは、地域の教育力を醸成するというところで、例えばネットワーク化するとか、いろいろ具体的な活動を支援するとかいうことによりまして、そういうような方向性を示した項

目でございます。スクールコーディネーターの活用が新規のものになっております。

(一)でございます。ここは主語が「教育委員会は」となりますが、子どもたちの健やかな成長と安全な環境づくりを目指して、学校・家庭・地域社会がおのものの役割と責任を十分果たせるよう支援するというものでございます。

(二)、これは「学校は」が主語になっておりまして、スクールコーディネーターとか地域人材、学校評議員などの活用を図りながら、地域に開かれた学校づくりを推進していくと。また地域活動への積極的な参加や地域を学びの舞台とした活動を支援するというようなものでございます。

(三)でございます。これは「保護者」が主語になっておりますが、家庭教育の重要性を再認識するよう努めるとともに、PTAの主体的活動を支援するというものでございます。

(四)でございますが、これは「地域」が主語になっております。子どもたちが社会の一員として活動できるよう、地域活動の連携強化とネットワーク化に努めるなど、地域の教育力の向上を支援するというものでございます。

基本方針五でございます。生涯にわたって学び続けられる環境の整備ということで、生涯学習の振興におきまして、自主的に学習することを支援するものでございます。

(一)につきましては、これは総合型地域スポーツ・文化クラブの創設に向けて支援していくというものでございます。

(二)でございますが、これは地域の人材の交流を図りながら、学習活動環境の整備を図る。また、ボランティア団体、NPOと幅広く連携して、区民の多様な学習活動環境の整備に努めるというものでございます。

(三)でございますが、これは新しい時代にふさわしい図書館のあり方について検討を進めると。現在も進めているところでございます。また、図書館サービスの充実に努めるということは当然でございますが、今回、子ども読書活動推進計画を今策定中でございます。それに基づきまして、子どもの読書環境の整備に努めるというものでございます。

(四)でございます。これは、区民に親しまれる「開かれた歴史博物館」を目指しまして、より一層区民参加を進めていくというようなことでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

内藤委員、お願いいたします。

表現の問題で恐縮なんです。基本方針二の新規追加になった(五)、これちょっと文章

熊谷委員長

内藤委員

が舌足らずだと思えますね。「教員一人ひとりの経験や適正に応じた研修や授業改善等に関する研修の一層の充実を図り」、ここまで教員ですよ。そこで「子どもたちに確かな学力を身に付けさせる」。これは研修の一層の充実を図ったら、子どもたちが確かな学力を身につけられるような教育の充実という言葉、もうたくさん使われてしまっているけれども、子どもたちに、あるいはこのままでも子どもたちに確かな学力を身につけさせるような教育を推進するとか。

つまり、教員に研修の一層の充実を図っておいて、子どもたちに確かな学力を身につけさせるというのは、これは文章として飛躍があるんですよ。ちょっと舌足らずなので、ここはちょっと考えていただけませんか。考えるというか、子どもたちに確かな学力、やっぱりここは「子どもたちが」だな。子どもたちが確かな学力を身につけるような指導・教育を行うということでしょう。

はい、わかりました。

前の文章、長いんですよ、これ。「教員一人ひとりの経験や適性に応じた研修や授業改善等に関する研修の一層の充実を図り」って、センテンスがここまで来てしまうと、何か幼稚っぽい文章だなと思って見ていたんですけども。「や」「や」というのが続くし、何か説得力がないなと思ったんですけども。「研修」で切ってもいいのではないですかね。「経験や適性に応じた研修、授業改善等に関する」……「や」は要らない。最初の「や」、「経験や適性」ってというのは要るのではないですか。「応じた研修、授業改善等に関する研修」、それわからない。

それとすみません、基本方針四の主語が「教育委員会」、これはつけると重いですが、ここだけ主語がないというのも何か。

一応、基本方針四の方、全体を統括しているということで、こういう形で主語をわざわざつけないでやったんですが、読み取るとき、やはり「教育委員会は」と言うとき全体を見られるなというふうに、先ほど御説明したときはそういうようなことであれしたんです。

そうですね。確かに見えてくるんですけども、でもここで……

主語をつけるとちょっと、またそれで「教育委員会は」と「学校」と「保護者」と「地域」とそれぞればらばらになってしまうように見えますので、一応全体を統括されるというような文章にしたかったんですけども、主語なくやったという。

あいまいな方がいいんですかね。

「教育委員会」という主語は全部省略してあるんですね。

教育政策課長
櫻井委員

教育政策課長

櫻井委員
教育政策課

櫻井委員
内藤委員

櫻井委員
教育政策課長

ないんです。どこにも出てこないんです。

これ、もともと教育委員会の教育行政の推進に当たってでございますので、そう言われてみればそうですけれども。ちょっとそれ…

櫻井委員
教育政策課長
熊谷委員長

かといって「学校は」とか「保護者が」というのを抜かすとおかしいですしね。

はい。この基本方針四の全体の方向性を示しているというふうに考えていただければ。

ほかに何かございますでしょうか。まだおありかと思えますが。この推進に当たっての案は、二月の次の教育委員会で「案」をとって成案にされたいということで、先ほどの教育政策課長の御説明では、もし修正すべき点があれば文書等で事務局の方へということでございますので。

教育政策課長
熊谷委員長

できるだけ早目に。

できるだけ早目に御指摘をお願いしたいと思いますので。

木島委員

基本方針二の(二)なんですけれども、ちょっと難しい言葉があるのでわからないんですが、この(二)の一行目の終わりの方の「問題解決的な学習」というのは、具体的に何ですか。体験的な学習というのはわかるんですけれども。

教育指導課長

問題解決的な学習ですとか、問題解決学習ですとか、いろいろな言葉が使われておりますが、ここでは「問題解決的な学習」と言いまして、広い意味で使っております。といいますのは、問題を自分で設定する、あるいは課題を設定する、あるいは教員が問題を子どもたちに与える、教員が課題を子どもたちに与える。その与えられた問題や課題、あるいは自分で設定した問題や課題などを、さまざまな方法を使って自分で答えを見出していく。あるいは、みんなと一緒に頑張って解答を見出していく。そのようなかなり幅広い概念の学習を「問題解決的な学習」と言っております。

木島委員
教育指導課長

これは教育界では一般的に広く使われているんですか。

使われております。文部科学省なども使っておりますし、それから学習指導要領などでも使っております。以前は「問題解決学習」というふうに言っておりますし、これですと知識理解といいますか、いろんな何かを系統的に勉強するというのではなくて、目の前の自分の生活上の問題をどうしていこうかというようなことで、かなり狭く使われていたのが、戦後などの「問題解決学習」というようなことでもありましたが、今使っているこの「問題解決的な学習」というのは、そのようなことも含めたり、さまざまな何か設定して、それに向かってどうしていこうか、あるいは答えを出すだけではなくて、社会の中で行動であらわしていこうとか、そんなことも全部含めて言っているような概念なんです。

木島委員

何かすごく昔、学生運動をやっていたときの言葉みたいで、非常に何かおかしい言葉ですね。

教育指導課長

それは、ごめんなさい、今言いました「問題解決学習」というような言い方をするとそんな感じになります。それだとかなり狭くなりますので、今では文部科学省も含めて「問題解決的な学習」というようなことで、ここにもそのような表記をしてあります。

木島委員

以下の文章はわかるんですけどもね。かた苦しい、わかりません。

熊谷委員長

まだまだおありでしょうが、ほかに御意見は。もしよろしければ本日の協議は以上で終了とさせていただきますと思います。

閉 会

午後三時五十五分閉会

熊谷委員長

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。